

那覇市公報

第 1 8 2 6 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇ 告 示 ◇

○地縁による団体の認可について（まちづくり協働推進課）…………… 1286

◇ 公 告 ◇

○那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について（道路建設課）…………… 1287

○開発行為に関する工事の完了について（建築指導課）…………… 1288

○一の敷地とみなすこと等による認定の取消しについて（建築指導課）…………… 1289

○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について（建築指導課）…………… 1290

○個人情報業務届出書の公表について（法制契約課）…………… 1291

○保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について（法制契約課）…………… 1293

◇ 上下水道局告示 ◇

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1297

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

○直接請求に要する選挙権を有する者の数について…………… 1298

告 示

那覇市告示第 394 号

令和 4 年 11 月 25 日

掲 示 済

地縁による団体の認可について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の認可をしたので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

那覇市長 知 念 覚

- 1 名 称 首里大名町自治会
- 2 規約に定める目的
本会は、会員相互の融和・親睦を図り、互助の精神により、明るく、住みよい町づくりを目的とする。
(1) 会員相互の連絡を図ること。
(2) 区域内の清掃、緑化推進などの環境整備を図ること。
(3) 集会施設その他財産の維持管理を図ること。
(4) その他本会の目的達成に必要なこと。
- 3 区 域 首里大名町1丁目から3丁目を区域とする。
但し、以下の区域を除くものとする。
大名むつみ、大名第二・第三・第五団地、大名市営住宅
- 4 主たる事務所の所在地 首里大名町1丁目306番地
- 5 代表者の氏名及び住所
氏名 松本 實秀
住所 首里大名町1丁目306番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
職務執行停止 (無)
職務代行者の選任 (無)
- 7 代理人の有無 (無)
- 8 解散の事由 本会は、地方自治法260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日 令和4年11月25日

公 告

那覇市公告第 523 号

令和 4 年 11 月 22 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路事業の事業計画変更認可に係る縦覧について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、図書の写し等の送付を受けたので、同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知 念 覚

- 1 都市計画事業の種類及び名称
 - （1）種類 那覇広域都市計画道路事業
 - （2）名称 3・5・那22号古波蔵上線
- 2 施行者の名称 那覇市
- 3 縦覧場所及び縦覧期間
 - （1）場所 那覇市都市みらい部道路建設課
 - （2）期間 令和4年11月22日～令和11年3月31日

那覇市公告第 533 号
令和 4 年 11 月 29 日
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知 念 寛

- 1 開発協議同意年月日、番号及び指令番号
令和4年4月15日 第R 4－01号
令和4年4月15日 那覇市指令ま建指第1－R 4－01号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
那覇市首里石嶺町二丁目258番2
- 3 公共施設
なし
- 4 開発協議を受けた者の住所及び氏名
沖縄県那覇市港町三丁目4番18号
株式会社 沖縄ファミリーマート
代表取締役社長 野崎 真人
- 5 検査済証番号
令和4年11月29日 那ま建指第160号
- 6 工事完了年月日
令和4年11月15日

那覇市公告第 537 号

令和 4 年 11 月 30 日

掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による認定の取消しについて

建築基準法第86条の5第2項の規定に基づき、一の敷地とみなすこと等の認定を取り消しましたので、同条第4項の規定により公告します。

那覇市長 知 念 寛

- 1 認定番号
第R 4 認定通知那覇市003号
- 2 認定年月日
令和4年11月28日
- 3 対象区域の地名地番
那覇市繁多川2丁目433番1、433番2、434番、434番2、440番、441番1、
441番2、447番1、432番2、432番3、477番4
- 4 縦覧に供する場所
那覇市役所 まちなみ共創部 建築指導課
那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎9階

那覇市公告第 538 号

令和 4 年 11 月 30 日

掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第86条第2項の規定による一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定をしましたので、同条第8項の規定により公告します。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供します。

那覇市長 知 念 寛

- 1 認定番号
第R 4 認定通知那覇市004号
- 2 認定年月日
令和4年11月28日
- 3 対象区域の地名地番
那覇市繁多川2丁目433番1、433番2、434番、434番2、440番、441番1、
441番2、447番1
- 4 縦覧に供する場所
那覇市役所 まちなみ共創部 建築指導課
那覇市泉崎1丁目1番1号 本庁舎9階

那覇市公告第 545 号
令和 4 年 12 月 5 日
掲 示 済

個人情報業務届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第 7 条第 5 項及び同施行規則第 2 条第 2 項の規定に基づき、個人情報業務届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知 念 寛

第2号様式(第22条関係)

個人情報業務廃止届出書

令和 4年 11月 8日

那覇市長 宛

那覇市上下水道局
上下水道事業管理者 上地 英之

那覇市個人情報保護条例第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 部 課	那覇市上下水道局企画経営課			電話620-223
届 出 の 区 分	■ 廃 止 □ 変 更	業 務 の 廃 止 ・ 変 更 年 月 日	令和4年10月26日	
業 務 の 名 称 及 び 開 始 年 月 日	那覇市下水道使用料改定に関するパブリックコメント 令和4年9月26日			
廃 止 又 は 変 更 の 理 由	上記パブリックコメントの募集が終了したため			
変 更 の 内 容	変 更 前		変 更 後	
	パブリックコメントの意見提出において、氏名、住所、連絡先を記載させていた。		業務が終了したことにより、左記作業を行わない。	
備 考				

（注） 那覇市個人情報保護条例第7条第3項の規定による届出は、その理由を「備考」欄に記入すること。

那覇市公告第 546 号
令和 4 年 12 月 5 日
掲 示 済

保有個人情報目的外利用・提供届出書の公表について

那覇市個人情報保護条例第9条第4項及び那覇市個人情報保護条例施行規則第8条の2第2項で準用する同規則第2条第2項の規定に基づき、保有個人情報目的外利用・提供届出書を別紙のとおり公表する。

那覇市長 知 念 寛

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年11月10日

那覇市長 宛

那覇市長 城間 幹子

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 生活衛生課	目的外利用部課 又は提供先	環境部 環境政策課
業 務 の 名 称	廃棄物の適正処理指導業務		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提供をする 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(行政指導)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	店舗経営者の氏名及び住所		
目的外利用又は 提供をする 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 (審議会類型事項Ⅰ) ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 (那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項)		
目的外利用又は 提供をする 理 由	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条に基づく行政指導		
届 出 担 当 部 課	環境部 環境政策課		電話 098-951-3231

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年11月 22日

那覇市長 宛

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	健康部 地域保健課	目的外利用部課 又は提供先	沖縄県保健医療部 地域保健課
業 務 の 名 称	妊婦健診・乳幼児健診等データ利活用による妊産婦・乳幼児支援体制整備推進事業		
利 用 の 区 分	☐ 目的外利用 ☒ 提供		
目的外利用又は提供をする年月日	☒ 令和 4年 11月22日 ☐ 随 時()		
目的外利用又は提供をする保有個人情報の内容	①令和3年度分母子健康手帳交付台帳データ：母子健康手帳番号、交付年月日、年齢、妊娠週数 ②令和3年度分妊婦健康診査データ ③令和3年度分乳幼児健康診査データ ④令和3年度沖縄県標準妊娠届書及び妊娠届出時間診票データ（妊娠届出入力システムより「妊娠届出書及び妊娠届出時間診票データ（県提出用）」抽出したもの） ※①～④いずれも氏名、住所、電話番号を省く		
目的外利用又は提供をする根拠条項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （ 審議会承認類型事項1 ） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の3に該当 （番号法第19条第 号に該当）		
目的外利用又は提供をする理由	県内市町村の母子健康手帳交付台帳データ、妊婦健診データ、乳幼児健診データを連結することで得られた情報で妊婦健診事業や乳幼児健診事業の効果や課題の分析を行い、母子保健施策の推進を図る 根拠法令：母子保健法第5条		
届 出 担 当 部 課	健康部 地域保健課	電話	853-7962

第10号様式(第22条関係)

保有個人情報(目的外利用・提供)届出書

令和4年12月1日

那覇市長 宛

那覇市長 知念 覚

那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

個人情報保有部課	ハイサイ市民課	目的外利用部課 又は提供先	ちゃーがんじゅう課
業 務 の 名 称	日常生活圏域ニーズ調査業務委託		
利 用 の 区 分	☒ 目的外利用 ☐ 提供		
目的外利用又は 提 供 を す る 年 月 日	☐ 年 月 日 ☒ 随 時(プラン策定時)		
目的外利用又は提供 をする保有個人情報の 内 容	本市に居住する65才以上の高齢者データ（行政区・住所・氏名・郵便番号・性別・生年月日に関する情報）。		
目的外利用又は 提 供 を す る 根 拠 条 項	☒ 那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号に該当 ※第5号に該当する場合の内容 （審議会承認類型事項1） ☐ 那覇市個人情報保護条例第9条の2第2項に該当 ☐ 番号法第19条第 号に該当 （那覇市個人情報保護条例第9条の3第1項）		
目的外利用又は 提 供 を す る 理 由	老人福祉法（第20条の8）、介護保険法（第117条）に基づく介護保険事業計画を策定する際に必要な日常生活圏域ニーズ調査を実施するため）		
届 出 担 当 部 課	福祉部ちゃーがんじゅう課 電話098-862-9010		

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第16号

令和4年12月1日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 上地 英之

指定（登録）番号	第 553 号
指定工事店名	株式会社喜納一工業
営業所所在地	沖縄県中頭郡北中城村字熱田2060番地の1
代表者氏名	喜納 剛
有効期間	自 令和4年11月24日
	至 令和9年3月31日

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 72 号

令和 4 年 12 月 1 日
掲 示 済那覇市選挙管理委員会
委員長 日 高 清 義

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

5,151人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

42,924人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

85,848人